

定 款

平成 14 年 6 月 27 日 制定

平成 15 年 7 月 31 日 改訂

平成 16 年 12 月 1 日 改訂

平成 19 年 3 月 1 日 改訂

平成 20 年 12 月 1 日 改訂

平成 21 年 5 月 12 日 改訂

平成 25 年 12 月 3 日 改訂

平成 28 年 1 月 20 日 改訂

一般社団法人日本空調システムクリーニング協会

(JADCA)

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本空調システムクリーニング協会（英文 Japan Air Distribution-system Control Association……JADCA）と称する

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区寿一丁目2番7号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、空調システム及び機械換気設備等の衛生的維持管理に関する社員の技術及び知識の向上を図るとともに、健全な事業の育成に努め、建築物における環境衛生・安全の維持保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 空調システム及び機械換気設備等の衛生的維持管理に関する技術の調査、研究のための事業
- (2) 空調システム及び機械換気設備等の衛生的維持管理に関する知識の普及啓蒙のための事業
- (3) 空調システム及び機械換気設備等の衛生的維持管理に関する専門技術者の資質の向上のための事業
- (4) 空調システム及び機械換気設備等の衛生的維持管理に関する機関紙、図書発行のための事業
- (5) 海外との情報交流のための事業
- (6) 環境マネジメントシステムの構築と運用を推進するための事業
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(基金の総額)

第5条 当法人の基金の総額は、金300万円とする。

(公告の方法)

第6条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第8条 基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第2章 社員

(社員の種類)

第9条 当法人の社員は、正社員及び特別社員で構成するものとする。

(正社員)

第10条 正社員は、空調ダクト清掃業を営むもの及び当法人の目的、事業に賛同する者とする。

(特別社員)

第11条 特別社員は、空気清浄に関し、学識経験のある者（個人）とする。

(表決権)

第12条 社員の表決権は正社員のみとし、それぞれ平等に1個とする。

(入会)

第13条 正社員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第14条 正社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、特別社員についてはこの限りではない。

2 当法人の事業遂行のため、会費以外に特別会費を徴収することができる。その額、徴収の次期及び方法は理事会において定める。

(社員の資格喪失)

第15条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱会したとき
- (2) 死亡、または社員である団体が消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退社)

第16条 社員は、理事会が別に定める退社届を会長に提出し、任意に退社すること

が出来る。

(除名)

第 17 条 社員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会において出席した社員の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その社員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 17 条の 2 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(社員の氏名又は名称及び住所並びに社員名簿)

第 18 条 設立時の社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

東京都台東区寿一丁目 2 番 7 号

正社員 東亜管財株式会社

東京都大田区雪谷大塚町 13 番 1 号

正社員 日本ウイントン株式会社

2 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第 3 章 役員

(種類及び定数)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 11 人以上 20 人以内

監事 2 人以内

2 理事のうち、会長(代表理事)1 名、統括理事 1 名、三役(副会長、専務理事、常務理事)数名置くものとする。

(選出)

第 20 条 1. 理事及び監事は、社員総会において選出する。

2. 理事は正社員より選出する。

3. 会長、統括理事、三役は、理事の互選によりこれを定める。

4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 監事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職務)

- 第22条 会長は、当法人を代表し、会務を総括する。
- 2 統括理事は、調査研究部門を統括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が予め理事会の承認を得て定めた順序に従いその職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を組織し、定款及び社員総会の議決に基づき当法人の会務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること
 - (2) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること

(経費)

- 第22条の2 役員は、無給とする。
- 2 役員には費用を支給することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が決める。

第4章 専門委員会

(専門委員会)

- 第23条 当法人の事業を遂行するため、必要あるときは専門委員会を組織し、専門委員をおくことができる。専門委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第5章 事務局

(事務局)

- 第24条
- 1.当法人の事務を処理するために、事務局を設け、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 2.事務局長及び職員は会長が任命する。
 - 3.事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 24 条の 2 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第 6 章 会議

(会議の種類)

第 25 条 この法人の会議は、社員総会、理事会とする。

第 1 節 社員総会

(社員総会の種類)

第 26 条 社員総会は、これを定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎年 1 回事業年度終了後 90 日以内にこれを開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき

(2) 社員の 5 分の 1 以上からの会議の目的を記載した書面により、
招集請求があったとき

4 社員総会は、正社員及び特別社員をもって構成する。

5 社員総会は、会長がこれを招集し、議長は社員の中から選出する。

(招集)

第 27 条 社員総会は会長が招集する。

2 会長は前条の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面又は電子メールにて、少なくとも 7 日前に通知しなければならない。

(成立)

第 28 条 社員総会は、社員の過半数の出席がなければ成立しない。

(書面表決等)

- 第 29 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールにて表決し、又は他の正社員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 30 条 社員総会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当法人の主たる事務所に備えおくものとする。

(決議)

- 第 31 条 社員総会の議事は、出席表決権の過半数をもってこれを決する。

第 2 節 理事会

(構成)

- 第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第 32 条の 2 理事会は次ぎの事項を議決する。
- (1) 社員総会に付議すべき事項
 - (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

- 第 33 条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議すべき事項を記載した書面又は電子メールにて、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 34 条 理事会の議長は、会長が当たる。

(定足数等)

- 第 35 条 理事会については、第 28 条から第 31 条までの規定を準用する。

第 7 章 財産及び会計

(財産)

第 36 条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 事業及び財産により生じる収入
- (3) 寄付金又は寄付物件
- (4) その他収入

(財産の管理)

第 37 条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は、会長が別に定める。

(寄付の受理)

第 38 条 寄付による金銭又は物件は、理事会の承認を得て受理する。

(経費の支弁)

第 39 条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業及び会計年度)

第 40 条 当法人の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び予算)

第 40 条の 2 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において、出席した社員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 40 条の 3 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。本項の収入支出は、新たに成立した収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 40 条の 4 当法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、社員総会において、出席した社員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

第 8 章 解散

(解散)

第 41 条 当法人は、社員総会において社員総数の 3 分の 2 以上の議決を経て解散す

ることができる。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会において社員総数の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

第10章 附則

(準拠すべき法律)

第43条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによるものとする。

以上

会 則

1. 入会（第 13 条）

当法人に入会申し込みをする時には、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 入会申込書（当法人所定のもの） 1 通
- (2) 会社案内 1 通
- (3) 商品カタログ等 1 通

2. 入会金（第 14 条）

当法人に入会が承認された時には、下記の入会金を納付しなければならない。

正社員 50,000 円

3. 年会費（第 14 条）

当法人の社員としての資格を取得した時には、下記の年会費を納付しなければならない。

年会費は、事業年度はじめに一括納付を原則とするが、中途入会者は月割額を一括納付する。

正社員（一般会員） 120,000 円

正社員（ゴールド会員） 90,000 円

4. 抛出金品の不返還（第 17 条の 2）

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。